

# 大牟田市男女共同参画推進条例

可決 平成17年12月22日

公布 平成18年1月4日

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 基本的施策等（第9条 第19条）

第3章 苦情等の申出の処理（第20条 第30条）

第4章 大牟田市男女共同参画審議会（第31条）

第5章 雑則（第32条）

### 付則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組みが、国際的な取組みと協調しつつ着実に進められてきた。

本市においても、市民との連携の下、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組みを行ってきた。

しかしながら、男女平等を実現するための法律や制度は次第に整備されてきたものの、社会の現状を見ると、まだまだ性別による差別的取扱いや政策及び方針の決定過程における男女の参画の格差など、様々な取り組むべき課題が残されており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

また、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある大牟田を形成していくためにも、男女が互いの身体的特質を理解した上で、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通の理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基

本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有し

ていることを考慮して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、すべて暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、配偶者

等の男女間において相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 基本的施策等

### (男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講じるとともに、第31条に規定する大牟田市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

### (施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### (市民及び事業者の理解を深めるための市の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう、情報の提供、普及啓発その他必要な措置を講じるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育等の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために必要な措置を講じるものとする。

### (家庭生活における活動と他の活動との両立への支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が共に、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

### (地域活動等における男女共同参画に対する支援)

第13条 市は、地域における団体等の活動において男女共同参画の推進が図られるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### (市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### (自営の分野における男女共同参画に対する支援)

第15条 市は、自営の農林水産業及び商工業の分野において、方針の立案

及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

( 拠点の整備 )

第 16 条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組みを支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

( 政策の立案及び決定過程への男女共同参画 )

第 17 条 市は、政策の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

( 調査研究 )

第 18 条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

( 年次報告 )

第 19 条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 3 章 苦情等の申出の処理

( 男女共同参画推進委員 )

第 20 条 次条に規定する苦情及び救済の申出を適切かつ迅速に処理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は、3 人以内とする。ただし、委員の数が 2 人以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

3 推進委員は、男女共同参画推進施策に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

4 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。

5 推進委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 推進委員の任期は、通算して 6 年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

( 苦情及び救済の申出 )

第 21 条 市民及び事業者は、推進委員に対し、市が行う男女共同参画推進

施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出を行うことができる。

- 2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害を受けたときは、救済の申出を行うことができる。

( 推進委員の処理の対象としない事項 )

第 2 2 条 前条の規定にかかわらず、苦情及び救済の申出が次の各号に掲げる事項に係るものである場合は、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理が継続中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号）第 1 3 条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 国会又は地方公共団体の議会に対して請願が行われている事項
- (5) 推進委員が行った苦情及び救済の申出の処理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

- 2 前条第 2 項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、推進委員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 推進委員は、苦情又は救済の申出が第 1 項及び前項本文の規定に該当する場合は、理由を付した書面により、遅滞なくその旨を当該申出を行った者に対し、通知しなければならない。

( 市に係る苦情等の申出の処理 )

第 2 3 条 推進委員は、市に係る苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告（以下「是正勧告」という。）を行うことができる。

- 2 推進委員は、市に係る救済の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市の機関に対し、是正勧告を行うことができる。

( 救済の申出の処理 )

第 2 4 条 推進委員は、第 2 1 条第 2 項に規定する救済の申出（前条の規定により処理するものを除く。）があったときは、関係者の協力を得た上で必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、当該関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に対し、改善のための要請を行うよう求めることができる。

( 市長の要請 )

第 2 5 条 市長は、前条の求めがあったときは、関係者に対し、改善のための要請を行うことができる。

( 調査への協力 )

第 2 6 条 市は、推進委員が第 2 3 条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

2 市民及び事業者は、推進委員が第 2 4 条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

( 職務の遂行 )

第 2 7 条 推進委員は、公平かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、推進委員の合議を要する。

- (1) 第 2 2 条第 1 項第 6 号の規定により調査することが適当でないとする場合
- (2) 第 2 2 条第 2 項ただし書の規定により正当な理由があると認める場合
- (3) 第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により是正勧告を行う場合
- (4) 第 2 4 条の規定により改善の要請を求める場合
- (5) その他苦情及び救済の申出の処理に関し重要な事項について判断する場合

( 解職 )

第 2 8 条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認められる場合は、解職することができる。

( 守秘義務 )

第 2 9 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

( 関係機関等との連携 )

第30条 推進委員は、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

#### 第4章 大牟田市男女共同参画審議会

(大牟田市男女共同参画審議会)

第31条 次の各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2 審議会は、委員20人以内で構成し、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。